

(別添1)

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
正誤表

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
6 ページ II 用語の定義 2. 個人識別符号 (法第2条第2項) 規則第四条引用部分	一 健康保険法施行規則 (大正15年内務省令第36号) <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則 (大正15年内務省令第36号) <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
8 ページ II 用語の定義 3. 要配慮個人情報 (法第2条第3項) 規則第五条引用部分	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) にいう精神障害 (発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) にいう精神障害 (発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)